

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の策定方針

1. 策定にあたって

(1) 策定の趣旨

① 現状と課題

近年、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいるとされています。その背景として、人口減少・少子高齢化・核家族化の進行、認知症高齢者・共働き世帯・人生100年時代を踏まえた高齢者の就労者・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化など、地域社会を取り巻く環境の大きな変化があります。

本市の人口は現在 982,429 人（2021 年 1 月 1 日時点）であり、国全体の人口が減少に転じるなか、微増傾向を維持してきました。しかしながら、今後減少に転じ、2025 年には 974,900 人、2040 年には 907,600 人となる見込みで、本市も人口減少の局面を迎えつつあります。

また、高齢化率は、2020 年 12 月末時点で 26.1%と、10 年前の 20.0%から大きく上昇していますが、これが、2025 年には 28.7%、2040 年には 35.6%まで上昇すると見込まれています。一方、出生数は、2019 年が 6,192 人であり、過去 30 年間で最も多かった 2002 年の 8,605 人から大きく減少しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

本市はこれまで、2006 年度に策定した第 1 期千葉市地域福祉計画（「花の都・ちば ささえあいプラン」）から、4 期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取組みにより、地域住民、千葉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と行政が一体となって、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきました。

併せて、この間、新たな制度や公的サービスも始まり、2006 年度には「あんしんケアセンター（地域包括支援センター）」を市内 12 か所に設置し、高齢者とその家族に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では、30 か所（出張所 2 か所を含む）まで拡大し、2019 年度の相談件数は 73,862 件となっています。また、2013 年 12 月には、「生活自立・仕事相談センター」を市内 2 か所に設置し、生活困窮者（世帯）に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では 4 か所で運営を行っており、2019 年度の相談延べ件数は、20,496 件となっています。

さらに、各地域においては、民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手となり、市社協コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどが、地域の団体に寄り添って、地域生活課題の解決に向けた支援を行っています。

これらの相談・支援活動を市内で展開してきた中で、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が、地域において発生していることが明らかになってきました。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。

地域づくりの面でも、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。

一方で、子ども食堂、地域支え合い活動、高齢者への買い物支援など、新たな取組みを始めた地域も出てきています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を越え、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくこと、また、誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取組みをさらに進めていくことが必要です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響とその対応

2020年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認され、その後、感染が拡大し、千葉県については、2020年4月7日から5月25日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。また、2021年1月8日から3月21日まで、2回目の緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しています。この間、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるため、小学校等の休業、イベントの中止や縮小、飲食店への休業要請、公共施設の利用制限や不要不急の外出自粛要請等が行われ、社会経済活動全般に大きな影響が発生しています。

地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）、認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などが懸念されています。また、生活困窮、児童虐待、DV、自死、家族介護者の負担、子ども・若者を含めた社会的孤立、孤独の進行、増加や支援を必要とする方々の生活実態やニーズの把握困難など、様々な課題が発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の拡大が危惧されます。

そうした状況下、地域においては、つながりを絶やさず、つながり続けるため、いわゆる3つの密（密閉、密集、密接）の回避、換気の徹底、社会的距離の確保やマスクの着用等の「新しい生活様式」を実践するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やオンラインの活用等、様々な工夫が行われています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした様々な工夫に加え、従前からの課題や問題に対しても、コロナ禍というピンチをチャンスととらえ、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟で効率的な方向に変革していく視点を持つことが必要です。

③ 地域共生社会の実現

第4期地域福祉計画では、重点施策として、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置付け、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。

第5期地域福祉計画においては、第4期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域と市がより一体となり、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、様々な取り組みを進めていきます。

また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年6月に公布され、令和3年4月1日に施行されます。その中で、8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を越えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置付けられました。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制の在り方等について検討する必要があります。

<地域共生社会>

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

④ 地域の取組み

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ禍にあっても「つながり」を切らないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、「1. 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」「2. 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「3. サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり」「4. 地域福祉活動への若者・子どもの参加」「5. 全世代を対象とした担い手づくり」を視点として、市とともに、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。

⑤ 市の取組み

市においては、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことに主眼を置きつつ、「地域の支え合いの力を高める」施策として、コロナ禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援、行政が一体となって地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、新たなプラットフォームの形成、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進します。

また、「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、地域住民等が、自ら他の地域住民が抱える個々の生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて支援関係機関とスムーズに連携・協力できる体制づくりや、市内の様々な相談支援機関間のコーディネートを推進します。

さらに、「地域包括ケアシステムの構築」「介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを地域福祉計画に組み込みます。

(2) 計画の位置づけ

① 根拠法令（社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 方向性

（社会福祉法第4条「地域福祉の推進」）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(社会福祉法第6条「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(社会福祉法第106条の4「重層的支援体制整備事業」)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

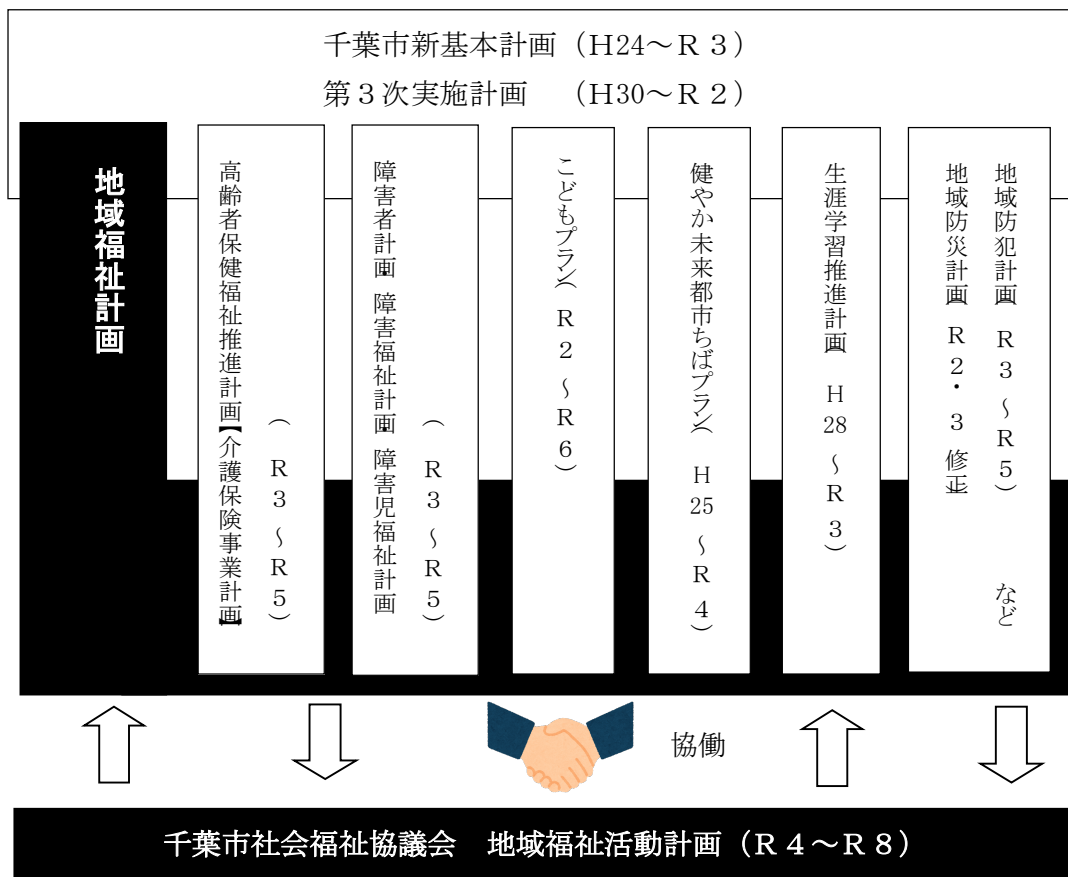
3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三條第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

③ 関連する計画との関係

図表中の（ ）内は現計画の計画期間 ※和暦表記



- ・総合計画（千葉市新基本計画等）を上位計画とします。
- ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋めます。
- ・「千葉市社会福祉協議会地域福祉活動計画」との協働を深めます。
（策定にあたって「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用します。）
- ・「地域包括ケアシステムの構築」「介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などを地域福祉計画に組み込みます。

(3) 計画期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間 ※

※新型コロナウイルス感染症の影響は継続しているものの、感染防止対策等に様々な知見が蓄積されるとともに、ワクチンの接種が開始されるなど、収束に向けた明るい兆しも見受けられます。しかしながら、未だ流動的な要素が多いことから、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、必要に応じて、中間見直し等を行います。

2. 地域福祉を取り巻く状況の変化

(1) 様々なデータ、統計（今後、整理して掲載。）

- ・人口減少、少子高齢化、世帯構成の変化、ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者・障害者・外国人住民の状況など。
- ・老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題など、複雑化・多様化、複合的な課題を抱える世帯の増加に関する資料、など。

(2) 国の動き・法改正、制度の見直し（今後の動向を踏まえ、掲載する。以下、参考。）

『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律』(R2.6.12 公布)

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ア 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- イ 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ウ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

③医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ア 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- イ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ウ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ア 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- イ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。

ウ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

『成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28.5.13 施行)』

『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正(H29.10.25 施行)』

(3) これまでの取組みと今後の課題

① 地域における活動主体とその役割

- ・ 地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉法人など

② 地域福祉計画の策定・推進の経過

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～ (5年)	第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24の地区フォーラムを設置。 ・ 「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～ (4年)	第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市計画と区計画の役割分担の整理。 ・ 5つの基本テーマを設定。 ・ 区計画に重点項目を設定。
H27～ (3年)	第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・ 地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～ (3年)	第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・ 各区の好事例を掲載。

③ 第4期地域福祉計画の推進状況（今後、整理して記載。）

④ 第4期地域福祉計画の成果と第5期地域福祉計画への課題（今後、整理して記載。）

3. 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

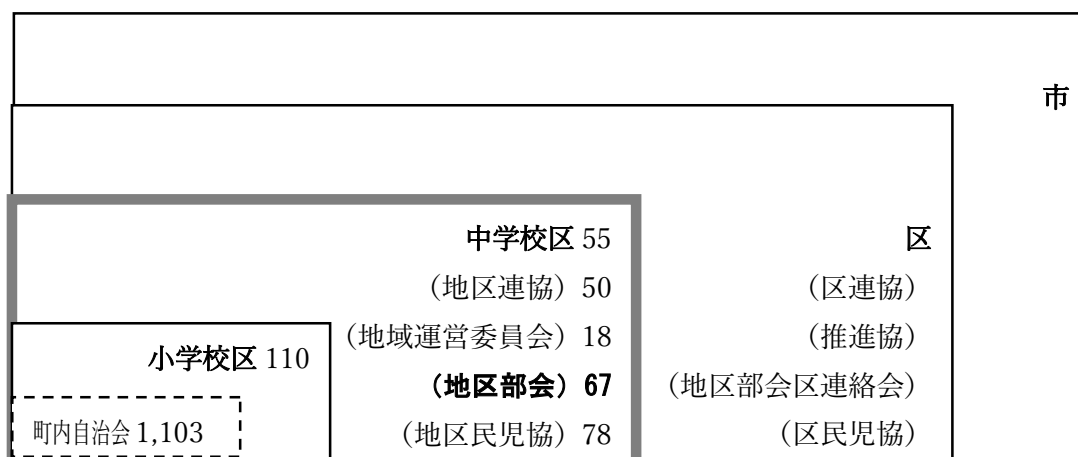
(1) 計画の構成

	地域の取組み	市の取組み
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた、住民に身近な計画 ・地域の課題に対応するため、地区部会エリアごとに重点取組項目を定め、様々な主体（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、学校・PTA、社会福祉事業者など）が協働して策定・推進する計画 	基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、地域の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を目指す課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策、取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の基盤整備に関する取組み ・地域の取組みを進めるために必要な市による支援策 ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める取組み ・区域では解決できない福祉課題に対する市域での取組み ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み（コミュニティソーシャルワーク機能の強化など）

<区と市の取組みの関係>



(2) 圏域の考え方 ※イメージ図。数値は参考。



- ・『地区部会エリア』を地域の取組みの圏域とします。
- ・「地域支え合い活動」など、一部の取組みは、町内自治会など、より身近な圏域での実施が効果的なものが多くあります。
- ・今後の地域共生社会の実現に向けては、今まで以上に町内自治会への働きかけを意識した事業の展開が必要です。
- ・また、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の圏域（28圏域）との関係について、引き続き検討していく必要があります。

(3) 基本目標・共有するメッセージ

◆基本目標

『ともに支えあう地域福祉社会を創る』

◆共有するメッセージ

(仮) 『誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、自分らしく、健やかに暮らせる社会を創る』

4. 住民同士の支え合い <地域の取組み>

- ・各区の「基本目標（基本理念）」「基本方針（仕組み）」「施策の方向性」「具体的な取組み」「重点取組地区」などを記載します。
- ・全体を通じて、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ禍にあっても地域のつながりを絶やさず、つながり続けるための様々な工夫やオンラインの活用等を検討します。
- ・「具体的な取組み」に小さな実践や仕掛けの積み重ねを盛り込んでいくことが大切です。
- ・取組みテーマを以下のとおり設定します。但し、分類や関連づけは行いません。

① 見守りの仕組みづくり	⑥ 福祉教育・啓発
② 支え合いの仕組みづくり	⑦ 相談体制づくり
③ 地域のつながりづくり	⑧ 情報提供の充実
④ 健康づくり	⑨ 防災対策を通じた地域づくり
⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進	⑩ 防犯対策を通じた地域づくり

- ・加えて、5つの「策定にあたり取り入れていただきたい視点」を示します。
 - ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
 - ② 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
 - ③ サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくり
 - ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
 - ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり

(参考) 第4期地域福祉計画における各区の基本目標（基本理念）・基本方針(仕組み)

<中央区> 「みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区」

1. 身近なコミュニティづくりの推進
2. 交流の場と仲間づくり
3. 社会参加の推進
4. 地域の福祉力向上、担い手づくり
5. 相談体制、情報提供の場づくり
6. 福祉教育の推進
7. 人にやさしい生活環境づくり

<花見川区> 「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！地域福祉の創造をめざして」

1. 交流の場と健康づくり

2. 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり
3. 人材の育成と相談体制の仕組みづくり
4. 防犯体制づくり
5. 防災体制づくり

<稲毛区> 「みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛をめざして
— 心のバリアフリーから始める“地域発”の取組み —」

1. 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう
2. 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー
3. 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり
4. 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり
5. 日頃からの緊急時に備えた取組み

<若葉区> 「だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」
～あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して～

1. だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう
2. あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう
3. 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう
4. 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう
5. 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

<緑区> 「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

1. コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）
2. 緊急時の支援・対応（防犯と防災）
3. 身近な生活支援（見守り・助け合い）

<美浜区> 「みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり」

1. 市民主体による協働のまちづくり
2. 誰もが暮らしやすい環境づくり
3. 福祉を支える人づくり

5. 地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み <市の取組み>

- ・基本目標 『地域共生社会の実現』
- ・「取組方針」「主要施策」「具体的な事業・取組み」などを記載する。なお、全ての事業・取組みにおいて、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた検討を行う。

◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」

◇主要施策

- ・コロナ禍における地域福祉活動の再開・継続への支援
- ・地域福祉活動におけるオンラインの活用支援
- ・包括的な支援体制の在り方等の検討
- ・コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）
- ・地域づくりの担い手、リーダーの育成
- ・地域福祉活動の拠点確保
- ・新たなプラットフォームの形成
- ・居場所（通いの場）の拡充
- ・生活支援サービスの拡充
- ・地域防災体制の強化 など

◆取組方針Ⅱ「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」

◇主要施策

- ・包括的な支援体制の在り方等の検討（再掲）
- ・コミュニティソーシャルワーク機能の強化（CSW増員等）（再掲）
- ・地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- ・相談支援機関向けコンシェルジュ（相談支援包括化推進員）の充実
- ・サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援
- ・生活困窮者自立支援の促進
- ・社会資源の創出への支援・連携（社会福祉法人の公益的な取組みを含む） など

◆取組方針Ⅲ～（今後設定）

◇主要施策

- ・地域生活支援の充実
- ・権利擁護の推進（成年後見制度利用促進）
- ・日常生活自立支援事業の充実
- ・災害時の体制の整備
- ・介護予防・健康づくり
- ・保健福祉人材の育成とサービスの質の確保及び向上
- ・福祉のまちづくりの推進
- ・福祉と文化やスポーツとの融合

- ・住宅確保要配慮者に対する支援
- ・児童虐待、子どもの貧困への対応
- ・生活のしづらさを抱えている方々への対応
- ・自殺対策
- ・防犯 など

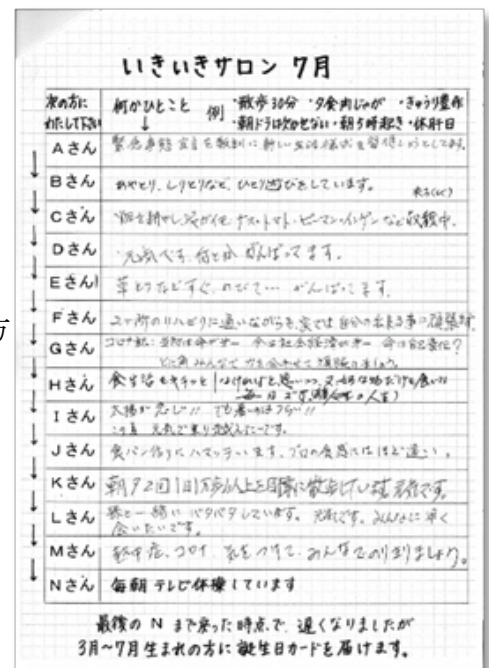
6. 取組事例

- ・コロナ禍において、活動を継続するために工夫している地区部会、町内自治会、社会福祉事業者、NPOなどの取組みを記載します。
- ・コロナ禍における市や市社協による地域の支援事例や地域共生社会の実現に資する取組みについても掲載します。

(掲載イメージ)

- ・回覧板を利用した「お手紙サロン」
- ・工作キットを活用し、つながりを保つ工夫をした子育てサロン
- ・3密対策を徹底した子育てサロン
- ・生活支援コーディネーターによるZOOMの使い方講座
- ・ZOOMとリアルを組み合わせたハイブリッド型認知症カフェ
- ・理学療法士等によるオンライン体操サロン
- ・LINEを活用した子育てサークル

など



回覧板を利用した「お手紙サロン」

(第4期地域福祉計画参考)

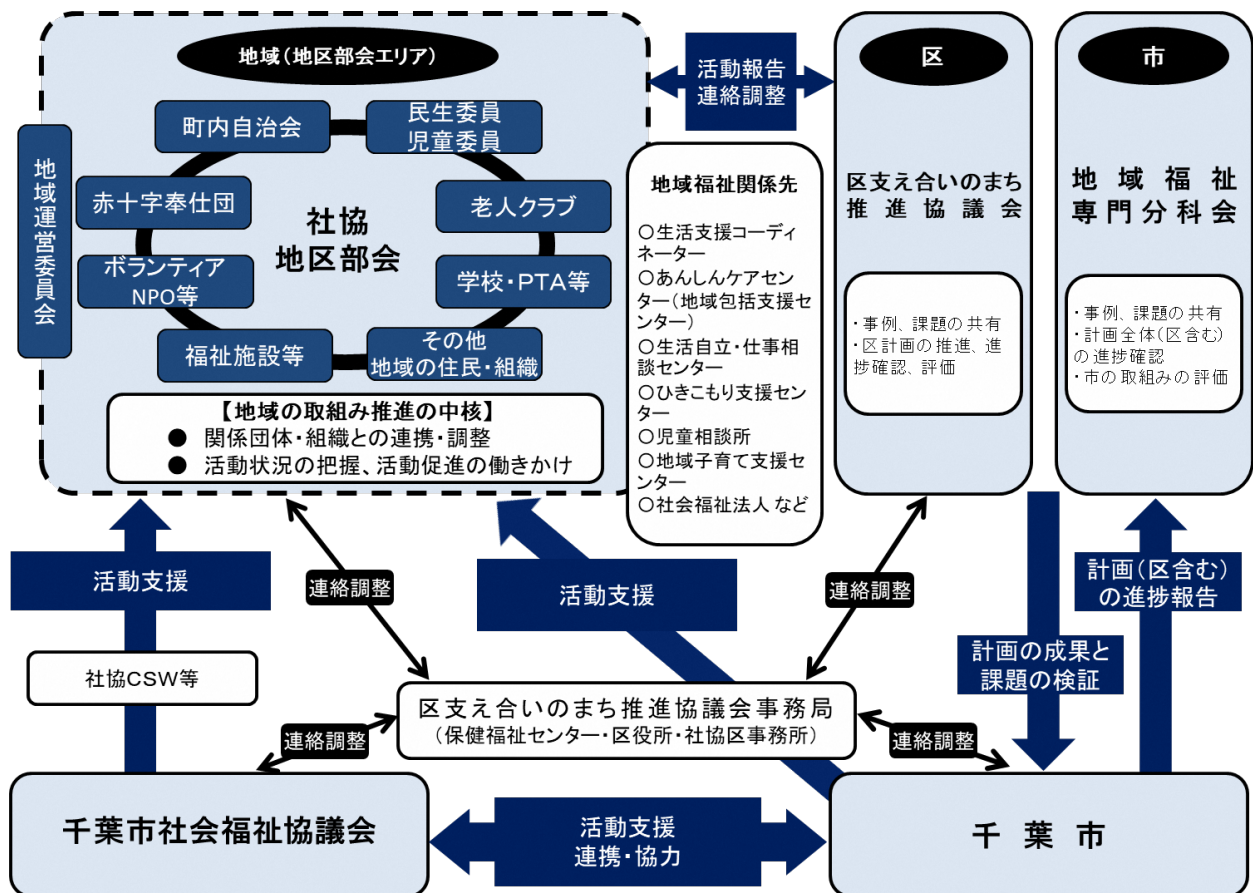
区	掲載内容
中央区	地域一体「協働」の体制づくり (松ヶ丘中学校地区)
花見川区	子ども食堂 (社協犢橋地区部会)
稲毛区	いなげ子育てフォーラム
若葉区	加曽利たすけあいの会 (社協加曽利地区部会)
緑区	買物支援サービス (大椎台自治会区域)
美浜区	憩いのカフェ『カフェさいわい』 (特別養護老人ホームしょうじゅ美浜)

7. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

- ・地域の体制
- ・市の体制
- ・区支え合いのまち推進協議会
- ・千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- ・地域共生社会推進事業部 地域力向上班
- ・各区支え合いのまち推進協議会 事務局会議（仮称）
- ・千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場

<推進体制のイメージ>



(2) 計画の評価

① 計画の評価時期

毎年度、計画の進捗確認及び評価を行います。

② 評価の内容・手順

ア 目標設定・評価の考え方

【地域の取組み】

- ・ 地区部会エリアにおける目標設定は、地域の実情に応じて設定します。
- ・ 定性評価とし、自己評価を行います。

【市の取組み】

- ・ 目標設定にあたっては、可能な限りアウトカム指標を採用します。
- ・ 個別計画で設定しているものは、流用します。
- ・ 事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において、自己評価を行います。
- ・ 主要施策ごとに、代表的な成果指標を設定し、全体評価や検証に活用します。

【評価の考え方】

- ・ 評価にあたっては、プロセス、前年度との比較や外部要因、理由を含めて、多角的に分析・考察を行います。
- ・ 取組事例を可視化し、積み上げていくことで、全体評価や検証につなげていきます。また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討します。

イ 評価について

【定量評価】 主に量的な成果を評価（市の取組み）

達成状況	内容
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割以上）達成できた場合
B	年度目標にしている業務量の一部（5割以上）を達成できた場合
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合

【定性評価】 取組みの内容や体制の構築などを評価（市の取組み及び地域の取組み）

達成状況	内容
◎	年度目標以上のものが達成できた場合
○	年度目標が概ね達成できた場合
△	年度目標の一部が達成できた場合
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）

8. 計画の策定体制

【審議会】

- ・ 千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

【市民参加】

- ・ 各区支え合いのまち推進協議会
- ・ 市民説明会
- ・ WEBアンケート
- ・ パブリックコメント手続き

【千葉県】

- ・ 地域共生社会推進事業部 地域力向上班
- ・ 千葉県と千葉県社会福祉協議会の協議の場
- ・ 各区支え合いのまち推進協議会 事務局会議（仮称）

<計画策定の流れ>

